

## 第5章 母子保健

平成6年7月に母子保健法が改正され、平成9年度からの母子保健事業について、県・保健所・市町村の役割が変わり、それにより地域の実情に合わせた母子保健計画が策定され実施されてきた。

また、平成17年度からは次世代育成行動計画に基づいて母子保健事業を推進している。

近年、少子化や核家族化の進行、地域連帯意識の希薄化、情報の氾濫、女性の社会進出等、母子を取り巻く環境は著しく変化している。これにともない、育児不安、虐待、心の健康等、母子に関する問題は複雑化すると同時に、価値観の多様化により従来よりも幅広い母子保健ニーズが生じており、思春期を対象に親になることへの学習支援、子どもの生活環境や健全な心づくりへの支援、子育てを行う両親への支援等を含めたきめ細かな対応が求められている。

こうした社会背景の中で、安心して子育てができ、子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる地域社会の実現を目標に、母子保健対策を子育て支援という観点に立ち推進しているところである。